

参 考 資 料

参考資料 1 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会関係規程及び要綱の改正について

参考資料 2 財政シミュレーション案基礎資料

参考資料 3 大館市・田代町合併協議会関係規程案

参考資料 4 法定合併協議会スケジュール表

参考資料 5 大館市・田代町任意合併協議会日程

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会関係規程及び要綱の改正について

- 1 大館市・田代町新市将来構想検討委員会規程
- 2 大館市・田代町任意合併協議会幹事会設置規程
- 3 大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程
- 4 大館市・田代町任意合併協議会分科会設置規程
- 5 大館市・田代町任意合併協議会事務局規程
- 6 大館市・田代町任意合併協議会財務規程
- 7 大館市・田代町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程
- 8 大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴要綱

大館市・田代町新市将来構想検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、大館市・田代町新市将来構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、新市将来構想案に関し必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、1市1町の長がそれぞれ定める委員各3人をもって組織する。

2 検討委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、非常勤とする。

(役員の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 検討委員会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町新市将来構想検討委員会規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

大館市・田代町任意合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会規約 (以下「規約」という。) 第11条第1項の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会幹事会 (以下「幹事会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、任意協議会の会長 (以下「会長」という。) の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 任意協議会に提案する事項の協議及び調整に関する事項
- (2) 任意協議会の専門部会の活動の進行管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 副幹事長 1人

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議 (以下「会議」という。) は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会における協議及び調整の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則 (平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会幹事会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	大 館 市	田 代 町
職 名	助 役	助 役
	企 画 部 長	総 務 課 長

大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大館市・田代町任意合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各専門部会の名称は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 1人

3 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員 の職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 専門部会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会の所掌事務の詳細について協議及び調整を行うため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における協議及び調整の経過及び結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表(第3条関係)

専 門 部 会 委 員

専 門 部 会 名	関 係 所 管 課	
	大 館 市	田 代 町
企 画 部 会	企画部長 建設部長 企画振興課長 電算情報室長 都市計画課長 資源リサイクル対策室長	総務課長
財 務 部 会	企画部長 総務部長 財政課長 契約検査課長 会計課長	総務課長 財務課長 税務課長 建設課長 出納室長
総 務 部 会	総務部長 総務課長 職員課長 管財課長	総務課長 財務課長 住民課長 出納室長
税 務 部 会	総務部長 税務課長 収納課長	税務課長 福祉保健課長
住 民 部 会	企画部長 市民部長 資源リサイクル対策室長 市民課長 保険課長 保健センター所長 生活環境課長	財務課長 税務課長 住民課長 福祉保健課長 建設課長
福 祉 部 会	市民部長 福祉課長 長寿支援課長	住民課長 福祉保健課長 保育園長
産 業 部 会	産業部長 商工課長 観光物産課長 農林課長	財務課長 産業振興課長 建設課長
建 設 部 会	建設部長 土木課長 都市計画課長 下水道課長 水道課長 工業用水道管理事務所長	財務課長 住民課長 産業振興課長 建設課長 生涯学習課長
教 育 部 会	教育次長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 教育研究所長 中央公民館長 中央図書館長 入ボ一ツ課長	総務学校教育課長 生涯学習課長
議 会 事 務 局 部 会	議会事務局長	議会事務局長
選 管 事 務 局 部 会	選管事務局長	選管委員会書記長
農 委 事 務 局 部 会	農委事務局長	農委事務局長
監 査 事 務 局 部 会	監査委員事務局長	監査委員書記
病 院 部 会	市立総合病院事務局長 市立総合病院企画課長 市立総合病院総務課長 市立総合病院医事課長	福祉保健課長

大館市・田代町任意合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程第7条の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、大館市・田代町任意合併協議会専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、大館市・田代町任意合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各分科会の名称は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる課等の職員を委員として組織する。

2 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 1人

3 分科会長及び副分科会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における協議及び調整の経過及び結果を部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会分科会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表(第3条関係)

分科会委員

専門部会名	分科会名	関係所管課	
		大館市	田代町
企画部会	企画分科会	企画振興課 資源リサイクル対策室 都市計画課	総務課
	電算分科会	電算情報室	総務課
財務部会	財政分科会	財政課	財務課 出納室
	契約検査分科会	契約検査課	財務課 建設課
	会計分科会	会計課	総務課 財務課 税務課 出納室
総務部会	総務分科会	総務課	総務課 財務課 住民課
	例規分科会	総務課	総務課
	広報広聴分科会	総務課	総務課
	防災分科会	総務課	住民課
	人事分科会	職員課	総務課
	管財分科会	管財課	総務課 財務課 出納室
税務部会	賦課分科会	税務課	税務課 福祉保健課
	徴収分科会	収納課	税務課
住民部会	住民分科会	市民課	税務課 住民課 選管委員会
	年金分科会	市民課	住民課
	国保分科会	保険課	税務課 福祉保健課
	医療給付分科会	保険課	福祉保健課
	保健分科会	保険課 保健センター	福祉保健課
	生活環境分科会	資源リサイクル対策室 生活環境課	総務課 財務課 住民課 福祉保健課 建設課

福 祉 部 会	福 祉 総 務 分 科 会	福祉課	福祉保健課
	保 護 分 科 会	福祉課	福祉保健課
	社 会 福 祉 分 科 会	福祉課	総務課 住民課 福祉保健課
	児 童 福 祉 分 科 会	福祉課	福祉保健課
	高 齢 者 福 祉 分 科 会	長寿支援課	福祉保健課
産 業 部 会	商 工 分 科 会	商工課	総務課 産業振興課
	観 光 分 科 会	観光物産課	産業振興課
	農 林 分 科 会	農林課	総務課 財務課 産業振興課 建設課 農業委員会
建 設 部 会	土 木 分 科 会	土木課	住民課 産業振興課 建設課
	都 市 計 画 分 科 会	都市計画課	財務課 住民課 産業振興課 建設課 生涯学習課
	水 道 分 科 会	水道課 工業用水道管理事務所	建設課
	下 水 道 分 科 会	下水道課	建設課
教 育 部 会	教 育 総 務 分 科 会	教育総務課	総務学校教育課
	学 校 教 育 分 科 会	学校教育課 教育研究所	総務学校教育課 生涯学習課
	社 会 教 育 分 科 会	社会教育課 中央公民館 中央図書館	総務課 生涯学習課 公民館
	ス ポ ー ツ 分 科 会	スポーツ課	生涯学習課
議 会 事 務 局 部 会	議 会 事 務 局 分 科 会	議会事務局	議会事務局
選 管 事 務 局 部 会	選 管 事 務 局 分 科 会	選管事務局	選管委員会
農 委 事 務 局 部 会	農 委 事 務 局 分 科 会	農委事務局	農委事務局
監 査 事 務 局 部 会	監 査 事 務 局 分 科 会	監査委員事務局	監査委員
病 院 部 会	病 院 分 科 会	市立総合病院企画課 市立総合病院総務課 市立総合病院医事課	福祉保健課

注意 分科会の委員は、おおむね大館市にあっては課長補佐及び係長、田代町にあっては主幹、主査及び主任の職にある者とする。

大館市・田代町任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、任意協議会の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 任意協議会の会議に関する事項
- (2) 任意協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 任意協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

2 事務局の職員(以下「職員」という。)は、任意協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

3 事務局の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、上司の命を受け、職員を指揮監督するとともに、局長を補佐し、局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 任意協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 任意協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 任意協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 任意協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 1市1町の連絡調整に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 各種資料等の作成に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 物品及び現金の出納に関すること。

- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長の決裁事項以外の事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、あらかじめ任意協議会の副会長(以下「副会長」という。)のうちから会長が指名する者がその事項を代決する。

2 前項の場合において、副会長が不在のときは、局長がその事項を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事項を代決する。

(文書)

第8条 事務局における文書の取り扱いについては、会長の属する市又は町の例による。

(公印)

第9条 公印の種類、様式、印材、書体、寸法、用途、管守責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、会長の属する市又は町の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与は、当該職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費は、会長の属する市又は町の例により、任意協議会の予算から支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会事務局規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

担 当 名	分 掌 事 務
総 務 担 当	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続に関すること。 3 任意協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の作成に関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 その他他の担当に属さないこと。
計 画 担 当	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
<u>調 整 担 当</u>	<u>1 事務事業の一元化に関すること。</u> <u>2 合併協定項目（総務担当が分掌するものを除く。）の調整に関すること。</u> <u>3 新市の例規に関すること。</u>

別表第 2 (第 9 条関係)

公印の種類	様 式	印材	書 体	寸 法	用 途	管守責任者	個数
会 長 印		つげ	てん書	方 2 1 ミリ メートル	一般文書用	局長	1
局 長 印		つげ	てん書	方 2 1 ミリ メートル	一般文書用	局長	1

大館市・田代町任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、任意協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 任意協議会の予算(以下「予算」という。)は、規約第14条第1項に規定する1市1町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、任意協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 任意協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に任意協議会の会議(以下「会議」という。)を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに1市1町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 任意協議会の出納は、会長が行う。

2 任意協議会に属する現金は、銀行その他金融機関にこれを預け入れなければならない。

(任意協議会出納員)

第6条 会長は、任意協議会の事務局の職員のうちから任意協議会出納員を命ずることができる。

2 任意協議会出納員は、会長の命を受け、任意協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、決算を調製し、任意協議会の監事の監査に付した後、任意協議会の会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 任意協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 任意協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算執行整理簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会財務規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

大館市・田代町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条第2項の規定に基づき、任意協議会の委員（規約第5条第1項第1号に掲げる委員を除く。）及び監事並びに大館市・田代町新市将来構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額5,000円とする。

(費用弁償)

第3条 委員等が任意協議会又は検討委員会の会議に出席したときは、バス運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

2 委員等がその職務を行うために旅行したときは、会長の属する市又は町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、任意協議会の会長の属する市又は町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市・田代町任意合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、任意協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 議長は、会議場の規模に応じて傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴人受付簿(別記様式)に自己の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、のぼりの類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が前3条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、当該傍聴人がその指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この要綱は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴要綱の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別記様式（第3条関係）

大館市・田代町任意合併協議会会議傍聴人受付簿

第 回会議 年 月 日（ 曜日）

番号	住 所	氏 名	年齢(歳)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				



基礎データ資料

財政シミュレーション



平成16年1月

大館市・田代町任意合併協議会

1 . 合併効果の検討

(1) 特別職等人件費軽減効果の試算

新市の特別職については4役は各1名、議員数は30人と想定し、報酬は現行の最高額として推計を行いました。特別職および議員の報酬について、合併による軽減効果は年間9,480万円程度となります。ただし、この報酬には退職金等を含みません。なお、議員数については平成18年度まで合併特例によって全員が留任するものと想定しています。

特別職等の定数および報酬の削減効果

(人、千円)

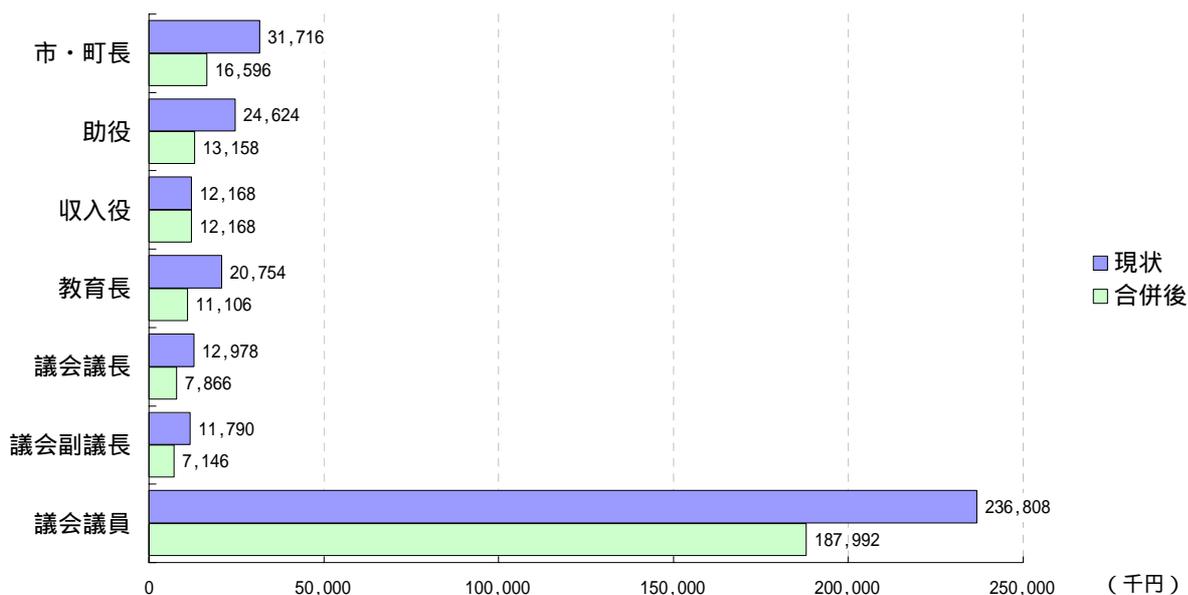
	現状の定数と報酬額		合併後の定数と報酬額		削減効果	
	定数	報酬総額	定数	報酬総額	定数	報酬総額
市・町長	2人	31,716	1人	16,596	-1人	-15,120
助役	2人	24,624	1人	13,158	-1人	-11,466
収入役	1人	12,168	1人	12,168	0人	0
教育長	2人	20,754	1人	11,106	-1人	-9,648
議会議長	2人	12,978	1人	7,866	-1人	-5,112
議会副議長	2人	11,790	1人	7,146	-1人	-4,644
議会議員	40人	236,808	28人	187,992	-12人	-48,816
総数	51人	350,838	34人	256,032	-17人	-94,806

注1：合併後の報酬単価は各職種ごとの最高額を用いた

2：議員については合併後2年の特例期間終了後の推計値

3：合併後の議員数は改正地方自治法(平成15年1月)を参考に30人とした

合併による特別職等の報酬額の削減効果



(2) 一般職人件費等軽減効果の試算

普通会計一般職員について両市町の人口1人あたりの職員給を類似団体と比較すると、田代町はほぼ同水準ですが大館市は14%ほど低くなっています。合算値と「都市 - 3」類型の比較では合算値が7%程低くなります（合併後の都市類型については下段を参照）。

今後の職員給について、職員1人あたりの支給額を現状どおりとし、退職者に対する補充率を平成26年度までは35%、それ以降は40%としました。これにより職員数は平成15年度の576人から平成36年度には358人に減少します。そして、平成26年度には平成15年度に較べ年間8億3,000万円、平成31年度には同じく10億4,900万円の職員給の削減効果が見込まれます。

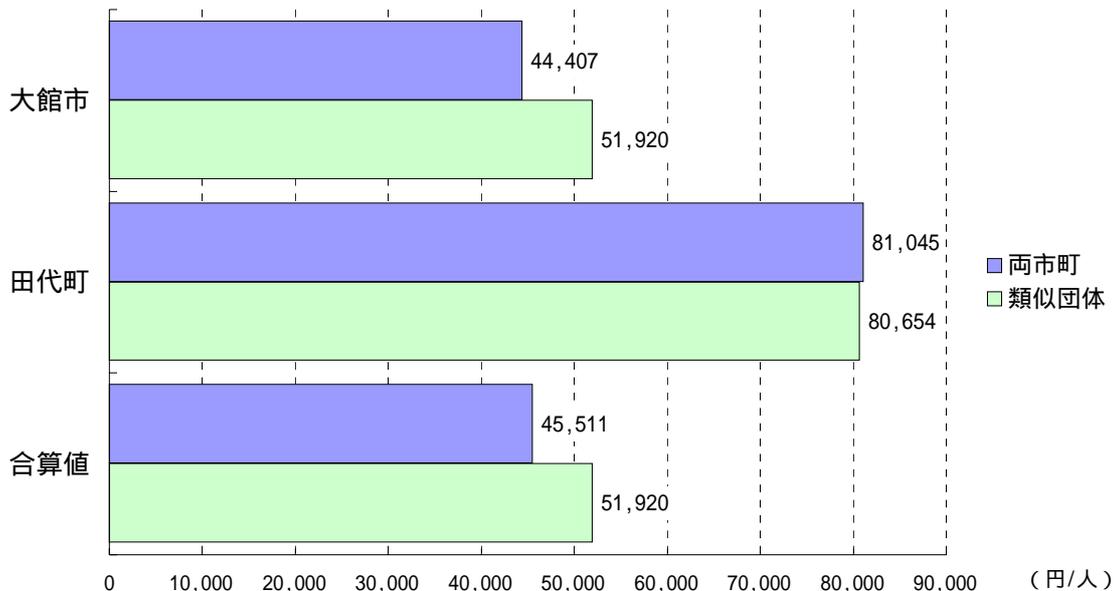
人口1人あたり年間職員給
(円/人)

	両市町	類似団体
大館市	44,407	51,920
田代町	81,045	80,654
合算値	45,511	51,920

職員給およびその他人件費の削減効果

	(百万円)		
	15年度	26年度	31年度
職員給	3,365	2,562	2,316
〃 軽減額		-803	-1,049
〃 軽減率	100.0%	76.1%	68.8%
その他人件費	1,202	928	847
〃 軽減額		-274	-355
〃 軽減率	100.0%	77.2%	70.5%

平成13年度における人口1人あたり年間職員給の現状と類似団体との比較



合併後の類似団体は、総務省の「類似団体別市町村財政指数表(平成15年3月)」の類型に基づき「都市 - 3」型を選択しました。

(3) その他の行政経費削減等の効果の試算

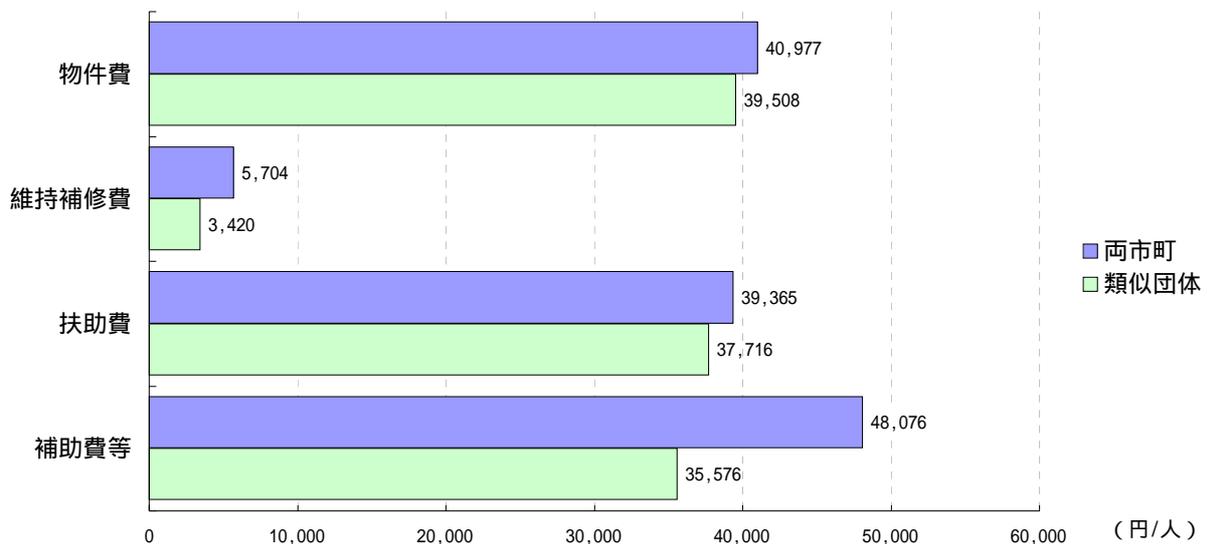
平成13年度の両市町の主要な行政経費について人口1人あたりの額をみると、扶助費と物件費は類似団体（都市 - 3）をやや上回る程度ですが、維持補修費、補助費等は類似団体をかなり上回っています。この差額は、今後、行政の効率化により長期的に軽減され得る経費です。これらを踏まえ、扶助費については田代町の生活保護費などが加算されるため現状の大館市の水準で推移するものとし、補助費等については合併10年後に類似団体程度まで削減されるという設定を行いました。また維持補修費については類似団体より多くなっていますが、現在の水準を維持していくものとししました。

合併による行政経費の削減等の効果指標（平成13年度、人口1人あたり歳出額）

（円）

	両市町 (A)	類似団体 (B)	B / A	B - A	シミュレーションの設定
物件費	40,977	39,508	96.4%	-1,469	両市町合計値の水準
維持補修費	5,704	3,420	60.0%	-2,284	両市町合計値の水準
扶助費	39,365	37,716	95.8%	-1,649	現在の大館市の水準
補助費等	48,076	35,576	74.0%	-12,500	平成26年度に類似団体値

合併による行政経費の削減等の効果指標（人口1人あたり歳出額）



2 . 合併支援策の設定

(1) 合併特例債

合併市町村が「市町村建設計画」に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費及び地域住民の連帯強化等のための基金積立に要する経費については、合併特例債を起債でき、充当率は、対象事業費の95%で、元利償還金の70%が普通交付税措置されます。

建設事業について標準全体事業費の上限額	136.6億円	=U
" 起債可能額	129.8億円	V = U × 95%
" 普通交付税算入額	90.8億円	W = V × 70%
基金造成について標準基金規模の上限額	15.7億円	=X
" 起債可能額	14.9億円	Y = X × 95%
" 普通交付税算入額	10.4億円	Z = Y × 70%

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併直後に必要となる、行政の一体化（コンピュータ・システムの統一）や住民サービスの水準の調整等に要する経費について、通常の普通交付税に上乗せが行われます。合併後5年間で均等に措置されます。

合併直後の臨時的経費 4.7億円 5年間の合計額

計算式

標準全体事業費算式

$180\text{億円} \times (\text{合併後人口} \div 10\text{万人} \times a + b) \times (\text{増加人口} \div 1\text{万人} \times c + d) \times e$

標準基金規模上限額算式

$(3\text{億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1\text{万円} \times \text{増加人口} + 5\text{千円} \times \text{合併後人口}) \times 1.5$

合併直後の臨時的経費算式

$(1\text{億円} + 5\text{千円} \times \text{合併後市町村人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4)$

区分	計算値/係数		備考
標準全体事業費 U	13,660,000千円		10年間総額、1千万円未満四捨五入
標準基金規模上限額 X	1,570,000千円		上限40億円、1千万円未満四捨五入
直後の臨時的経費	470,900千円		上限30億円、10万円未満切捨て
合併後人口 G	74,193人		
最大人口団体 M	66,293人		大館市
増加人口 G - M	7,900人		
合併関係市町村数	2 自治体		
係数	a	0.714	合併後人口による係数
	b	0.286	"
	c	0.333	増加人口による係数
	d	0.667	"
	e	1.000	= 2 - 2 ÷ 合併関係市町村数

(3) 合併に関する特別交付税措置

合併年度又はその翌年度から3か年度にわたり、ア)合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ)公共料金格差是正、ウ)公債費負担格差是正、エ)土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要について、特別交付税により包括的に措置されます。

合併に関する特別交付税措置 4.3億円 3年間の合計額

計算式

合併に関する特別交付税の算定
 $(4 \text{ 億円} + 4 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$
 人口増加程度を考慮した補正係数 1.00
 (千円)

区分	計算値	17年度	18年度	19年度
特別交付税措置額	431,600	215,800	129,480	86,320

(4) 合併市町村補助金

平成17年3月31日までに合併した市町村を対象とし、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられた経費が措置されます。合併市町村における地域内の交流・連携及び一体性の強化のために必要な事業に要する経費について、人口規模により算出される合併市町村ごとの額の合計額を上限として3か年度を限度として補助が行われます。

合併市町村補助金上限額 3.0億円 3年間の合計額

合併市町村補助金上限額の算出表

(千円)

市町村人口規模	基準額	団体数	補助額
5,000人まで	20,000	0	0
5,001～10,000人	30,000	1	90,000
10,001～50,000人	50,000	0	0
50,001～100,000人	70,000	1	210,000
100,001人以上	100,000	0	0
計	-	2	300,000

(5) 都道府県支援措置 (秋田県)

都道府県支援措置の算定

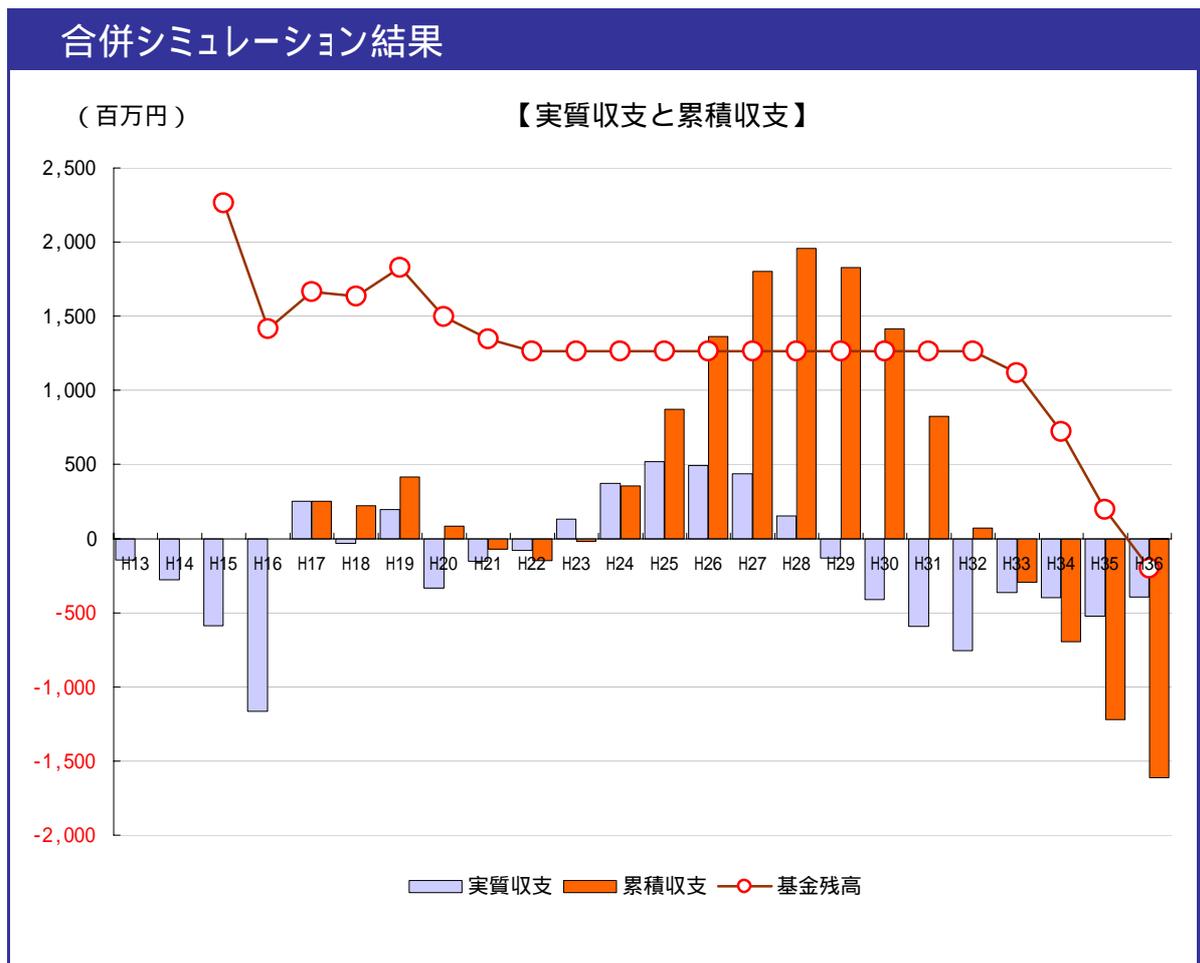
合併関係市町村数 × 2 億円

都道府県支援措置 (秋田県) 4.0億円 () 合併後5年間の合計額

(6) 合併シミュレーション結果

両市町が合併した場合の財政シミュレーション結果は以下のようにまとめられます。

- ・歳入額は、平成17年度は272億円ほどですが、平成20年度以降は260億円規模となります（繰越金を含む）。平成27年度以降、合併による普通交付税の一本算定などにより平成32年度には247億円程度まで減少していきます（繰入金を含む）。
- ・合併特例債等の合併支援措置と人件費等の削減により平成28年度までの実質収支はプラス（一部の年度はマイナス）となります。
- ・しかし、合併による普通交付税の一本算定によって平成29年度以降マイナスが拡大し、平成30年度以降4～8億円程度の歳入不足となります。このため合併した場合でも前提条件で設定した水準を上回る経費等の徹底した削減が求められることとなります。



合併シミュレーションの結果一覧

【歳入】

(百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	36年度
地方税	6,861	6,843	6,826	6,808	6,790	6,773	6,747	6,720	6,694	6,668	6,533	6,474
地方譲与税	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471	471
その他一般財源	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099	1,099
地方交付税	7,804	7,333	7,292	7,253	7,217	7,183	7,140	7,099	7,059	7,022	6,039	6,039
合併特例交付税等	490	421	394	225	334	269	378	460	543	625	917	494
(一般財源計)	16,725	16,166	16,082	15,856	15,912	15,795	15,834	15,849	15,866	15,885	15,059	14,577
その他特定財源等	5,563	5,846	5,621	5,625	5,443	5,372	5,292	5,424	5,796	6,314	6,375	5,596
地方債	3,121	3,121	3,114	3,108	3,102	3,096	3,089	3,082	3,075	3,069	3,223	3,196
合併特例債	1,795	1,795	1,795	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298	0	0
歳入合計	27,204	26,928	26,611	25,886	25,754	25,560	25,512	25,652	26,035	26,565	24,657	23,369

【歳出】

(百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	36年度
人件費	4,775	4,700	4,499	4,383	4,268	4,152	4,036	3,939	3,842	3,746	3,360	3,111
扶助費	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343	3,343
公債費	3,714	3,629	3,628	3,681	3,803	3,863	3,937	3,931	4,022	4,226	4,999	4,377
(義務的経費計)	11,832	11,671	11,470	11,407	11,413	11,358	11,316	11,213	11,207	11,314	11,702	10,832
物件費	2,870	2,824	2,778	2,708	2,638	2,569	2,499	2,439	2,379	2,379	2,379	2,379
維持補修費	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420
補助費等	3,250	3,181	3,112	3,044	2,975	2,906	2,837	2,768	2,699	2,630	2,630	2,630
繰出金積立金等	3,831	3,831	3,831	3,308	3,308	3,308	3,308	3,308	3,308	3,308	3,308	3,308
投資的経費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000
歳出合計	27,204	26,928	26,611	25,886	25,754	25,560	25,380	25,148	25,013	25,051	24,439	23,568

【収支および残高】

(単年度実質収支 = 歳入歳出差引 - 繰越金 + 積立金)

(百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	36年度
単年度実質収支	252	-31	195	-333	-152	-80	132	372	518	492	-755	-394
累積収支(H17以降)	252	221	416	83	-69	-149	-17	355	873	1,365	69	-1,614
一般地方債残高	35,134	35,111	35,104	35,036	34,965	34,958	35,003	35,152	35,323	35,412	35,856	36,101
合併特例債残高	1,795	3,590	5,385	6,682	7,841	8,860	9,735	10,505	11,167	11,721	5,185	1,714
基金残高	1,142	588	260	-73	-225	-305	-305	-305	-305	-305	-305	-1,770
地域振興基金残高	523	1,047	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570

* 地域振興基金残高は基金残高の外数

(7) 合併する場合と合併しない場合の財政上の比較

両市町が合併した場合としない場合の20年間（平成17年度から36年度）の歳入歳出についてのシミュレーション結果をまとめたものは次頁の表のようになります。ここでは合併した場合としない場合で異なる歳入歳出項目についてのみ示しましたが、この他に計算上は繰入金、繰越金、積立金などにも差は出てきます。これらは、最後に示す基金として手許に残っている資金のやりくり上の歳入・歳出であるため表からは除きました。

この表から、合併した場合としない場合の差については、以下のようにまとめることができます。

歳入・歳出の差についてみると、歳入は20年間で合併した場合113億円増加し、歳出は93億円減少します（このシミュレーションでは合併に係る費用などは経常的な歳出の中に含まれていると設定しています）。

合併した場合歳入の増加要因としては、合併特例債の起債（145億円）、およびこれの償還等に対して交付される交付税やその他の合併支援措置（114億円）などです。

合併特例交付税を除く地方交付税については、合併した場合11年後（平成27年度）から両市町が一つの自治体として算定されるとしているため大きく減少する予測となっています。しかし、合併しなかった場合にここでの想定以上に交付税が大きく減額される可能性は否定できません。逆に、合併した場合には今回の設定以上に減額される可能性は小さいと考えられます。

歳出面では、合併した場合、合併特例債の償還金の増加(145億円)などが増加要因となります。また、類似団体を参考に減額できると考えられる人件費、補助費等などは大きく減少します。合併による効果は特例債等の活用と同時に、行政の効率化を図っていくことによってもたらされるものであり、財政面の効果も大きいといえます。

20年後以上の財政の予測は様々な不確定要素も多くあることを考慮した上で、今回のシミュレーション結果を次のようにまとめることができます。

・合併した場合は、合併特例債などにより平成32年度までは一定の事業を行うことができますが、平成33年度以降は歳出が歳入を上回り、行政サービス水準が低下する可能性があります。

・このため長期的にこのシミュレーションで想定した以上の各種経費の徹底した削減を図る必要があります。

・財政面では、当面は合併による特例債や各種交付金等を活用して地域の定住基盤を整備し、同時に行政の効率化を図る中で財政面の基盤を確立し、更なる経費の削減を行っていく中で長期的に安定した行政機構を創っていく必要があるといえます。

主要歳入・歳出項目の合併した場合としない場合の差

(合併によって差が生じると考えられる項目のみを計上しているため、小計は歳入・歳出総額とは一致しません)

【歳入】

(百万円)

	合併した場合	両市町の場合	差	備考
地方税	133,235	133,213	23	個人均等割の増加
地方交付税	147,037	140,594	6,443	
普通交付税	119,257	123,843	4,586	一本算定替えによる減額
特別交付税	16,428	16,751	323	〃
合併特例交付税等	11,352	0	11,352	普通交付税分、国・県補助分等の全ての合併支援措置(特別交付税を除く)
国庫支出金	51,272	52,402	1,130	国庫補助事業の減少と生活保護費
都道府県支出金	23,811	25,177	1,366	県補助事業の減少
地方債	77,698	70,401	7,298	
内一般起債(1)	63,230	70,401	7,171	一部合併特例債振り替えによる減額
内合併特例債	14,469	0	14,469	
小計	433,054	421,787	11,267	

【歳出】

(百万円)

	合併した場合	両市町の場合	差	備考
人件費	76,225	87,414	11,189	
扶助費	66,856	64,720	2,136	生活保護費の増加
公債費	84,703	74,244	10,459	
内一般起債	70,159	74,244	4,085	
内合併特例債	14,544	0	14,544	
物件費	49,869	49,869	0	両市町の設定額の合計
維持補修費	8,400	8,400	0	現在の水準を維持
補助費等	55,706	66,380	10,674	類似団体程度に減額
投資的経費	90,000	90,000	0	両市町の設定額の合計
小計	431,758	441,027	9,268	
基金(平成36年度末)	200	(2) 20,734	20,535	

(1) 一般起債は合併特例債以外の地方債

(2) 基金のマイナス額は削減が必要となる歳出額を示す

[資料1] 将来人口推計総括表

人口推計表（両市町合算）

		7年	12年	17年	22年	27年	32年	37年	42年
両市町合算	総数	75,518 100.0%	74,193 100.0%	72,910 100.0%	71,205 100.0%	68,883 100.0%	66,038 100.0%	62,784 100.0%	59,428 100.0%
	0～14歳	11,276 14.9%	9,947 13.4%	9,361 12.8%	8,950 12.6%	8,736 12.7%	8,378 12.7%	7,853 12.5%	7,322 12.3%
	15～64歳	49,061 65.0%	45,997 62.0%	43,312 59.4%	41,091 57.7%	37,775 54.8%	35,037 53.1%	33,174 52.8%	31,466 52.9%
	65歳以上	15,181 20.1%	18,249 24.6%	20,237 27.8%	21,164 29.7%	22,372 32.5%	22,623 34.3%	21,757 34.7%	20,640 34.7%

人口推計表（大館市）

		7年	12年	17年	22年	27年	32年	37年	42年
大館市	総数	67,214 100.0%	66,293 100.0%	65,390 100.0%	64,111 100.0%	62,228 100.0%	59,846 100.0%	57,077 100.0%	54,199 100.0%
	0～14歳	10,047 14.9%	8,902 13.4%	8,467 12.9%	8,141 12.7%	7,950 12.8%	7,637 12.8%	7,174 12.6%	6,718 12.4%
	15～64歳	43,908 65.3%	41,350 62.4%	38,964 59.6%	37,090 57.9%	34,244 55.0%	31,949 53.4%	30,354 53.2%	28,866 53.3%
	65歳以上	13,259 19.7%	16,041 24.2%	17,959 27.5%	18,880 29.4%	20,034 32.2%	20,260 33.9%	19,549 34.3%	18,615 34.3%

人口推計表（田代町）

		7年	12年	17年	22年	27年	32年	37年	42年
田代町	総数	8,304 100.0%	7,900 100.0%	7,520 100.0%	7,094 100.0%	6,655 100.0%	6,192 100.0%	5,707 100.0%	5,229 100.0%
	0～14歳	1,229 14.8%	1,045 13.2%	894 11.9%	809 11.4%	786 11.8%	741 12.0%	679 11.9%	604 11.6%
	15～64歳	5,153 62.1%	4,647 58.8%	4,348 57.8%	4,001 56.4%	3,531 53.1%	3,088 49.9%	2,820 49.4%	2,600 49.7%
	65歳以上	1,922 23.1%	2,208 27.9%	2,278 30.3%	2,284 32.2%	2,338 35.1%	2,363 38.2%	2,208 38.7%	2,025 38.7%

大館市

田代町

【市町村別試算】



大館市

田代町

【市町村別試算】



財政収支表

「合併しない場合の財政推計」

大館市

【歳入】

(千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	1年目 17年度
地方税	6,824,062	6,668,871	6,613,852	6,289,147	6,320,592	6,300,824
地方譲与税	288,648	291,908	305,573	295,000	405,000	405,000
利子割交付金	200,684	202,055	71,644	50,000	50,000	50,000
地方消費税交付金	662,894	650,289	567,911	570,000	610,000	610,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	2,503	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	116,427	110,849	95,764	95,000	95,000	95,000
地方特例交付金	221,274	215,961	208,528	219,000	240,000	240,000
地方交付税	7,932,367	7,583,026	7,318,342	6,780,844	6,441,802	6,102,760
普通交付税	6,752,205	6,495,530	6,266,192	5,900,844	5,605,802	5,310,760
特別交付税	1,180,162	1,087,496	1,052,150	880,000	836,000	792,000
(一般財源計)	16,248,859	15,722,959	15,181,614	14,298,991	14,162,394	13,803,584
交通安全交付金	14,178	14,143	13,852	13,000	13,000	13,000
分担金・負担金	115,598	112,953	121,745	90,000	90,000	90,000
使用料	442,934	499,360	445,324	400,000	400,000	400,000
手数料	70,215	71,880	71,910	63,800	63,800	63,800
国庫支出金	1,899,764	2,167,720	2,485,939	2,617,376	2,525,776	2,405,776
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	1,328,557	1,141,435	1,192,176	1,120,000	1,088,500	1,028,500
財産収入	187,979	137,733	226,015	181,752	181,752	181,752
寄附金	13,770	24,047	12,758	5,000	5,000	5,000
繰入金	341,647	619,040	459,175	369,701	563,195	380,673
繰越金	648,762	605,822	632,876	621,355	254,975	0
諸収入	1,101,921	1,106,119	627,304	586,000	586,000	586,000
(その他財源計)	6,165,325	6,500,252	6,289,074	6,067,984	5,771,998	5,154,501
地方債	2,219,370	2,246,600	2,594,430	3,326,000	2,709,100	3,042,500
歳入合計	24,633,554	24,469,811	24,065,118	23,692,975	22,643,492	22,000,585

【歳出】

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	1年目 17年度
人件費	4,218,768	4,164,541	4,053,751	4,047,000	3,981,694	3,938,626
うち職員給	3,008,001	2,935,912	2,852,677	2,801,969	2,736,663	2,693,595
扶助費	2,767,280	2,738,611	2,908,452	2,948,000	2,998,000	2,998,000
公債費	2,763,223	2,935,606	3,036,668	3,060,000	2,906,152	2,939,092
元利償還金					2,906,152	2,939,092
一時借入金利子					0	0
(小計)	9,749,271	9,838,758	9,998,871	10,055,000	9,885,846	9,875,718
物件費	2,330,695	2,197,384	2,143,743	2,100,000	2,082,840	2,050,061
維持補修費	367,583	369,650	350,167	344,000	350,000	350,000
補助費等	3,157,723	3,156,069	3,086,797	2,952,000	2,900,000	2,900,000
繰出金	1,798,041	1,987,968	2,138,461	2,303,000	2,356,063	2,356,063
積立金	599,046	512,672	342,082	300,000	0	0
投資・出資金・貸付金	1,028,538	1,094,847	481,392	469,000	468,743	468,743
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	4,996,835	4,679,588	4,902,250	4,915,000	4,600,000	4,000,000
歳出合計	24,027,732	23,836,936	23,443,763	23,438,000	22,643,492	22,000,585

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	605,822	632,875	621,355	254,975	0	0
基金残高				1,580,000	1,016,805	636,132

財政収支表

大館市

【歳入】

(千円)

	2年目 18年度	3年目 19年度	4年目 20年度	5年目 21年度	6年目 22年度	7年目 23年度
地方税	6,285,316	6,269,807	6,254,299	6,238,791	6,223,324	6,199,792
地方譲与税	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000
利子割交付金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
地方消費税交付金	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
地方特例交付金	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
地方交付税	5,763,717	5,741,423	5,720,874	5,702,096	5,685,119	5,659,058
普通交付税	5,015,717	4,996,317	4,978,434	4,962,093	4,947,320	4,924,640
特別交付税	748,000	745,107	742,440	740,003	737,800	734,418
(一般財源計)	13,449,033	13,411,231	13,375,173	13,340,886	13,308,443	13,258,850
交通安全交付金	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
分担金・負担金	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
使用料	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
手数料	63,800	63,800	63,800	63,800	63,800	63,800
国庫支出金	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500
財産収入	181,752	181,752	181,752	181,752	181,752	181,752
寄附金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
繰入金	593,795	42,336	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	586,000	586,000	586,000	586,000	586,000	586,000
(その他財源計)	5,367,623	4,816,164	4,773,828	4,773,828	4,773,828	4,773,828
地方債	3,042,500	3,038,900	3,035,500	3,032,400	3,029,600	3,025,300
歳入合計	21,859,157	21,266,295	21,184,501	21,147,114	21,111,871	21,057,978

【歳出】

	2年目 18年度	3年目 19年度	4年目 20年度	5年目 21年度	6年目 22年度	7年目 23年度
人件費	3,895,558	3,852,489	3,784,441	3,716,393	3,648,345	3,580,297
うち職員給	2,650,527	2,607,458	2,539,410	2,471,362	2,403,314	2,335,266
扶助費	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000
公債費	2,873,511	2,860,598	2,886,760	2,884,191	2,906,760	2,907,821
元利償還金	2,873,511	2,860,598	2,886,760	2,884,191	2,906,760	2,907,821
一時借入金利子	0	0	0	0	0	0
(小計)	9,767,068	9,711,087	9,669,201	9,598,585	9,553,105	9,486,118
物件費	2,017,283	1,984,504	1,932,713	1,880,923	1,829,132	1,777,342
維持補修費	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
補助費等	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000
繰出金	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063
積立金	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	468,743	468,743	468,743	468,743	468,743	468,743
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
歳出合計	21,859,157	21,770,396	21,676,720	21,554,313	21,457,044	21,338,266

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	0	-504,101	-492,220	-407,199	-345,173	-280,288
基金残高	42,336	-504,101	-996,321	-1,403,520	-1,748,693	-2,028,981

財政収支表

大館市

【歳入】

(千円)

	8年目 24年度	9年目 25年度	10年目 26年度	11年目 27年度	12年目 28年度	13年目 29年度
地方税	6,176,261	6,152,730	6,129,198	6,105,626	6,086,644	6,067,661
地方譲与税	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000
利子割交付金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
地方消費税交付金	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
地方特例交付金	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
地方交付税	5,634,613	5,611,859	5,590,696	5,570,891	5,543,863	5,518,395
普通交付税	4,903,368	4,883,567	4,865,150	4,847,915	4,824,395	4,802,232
特別交付税	731,245	728,292	725,546	722,975	719,468	716,163
(一般財源計)	13,210,874	13,164,589	13,119,895	13,076,517	13,030,506	12,986,056
交通安全交付金	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
分担金・負担金	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
使用料	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
手数料	63,800	63,800	63,800	63,800	63,800	63,800
国庫支出金	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500
財産収入	181,752	181,752	181,752	181,752	181,752	181,752
寄附金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	586,000	586,000	586,000	586,000	586,000	586,000
(その他財源計)	4,773,828	4,773,828	4,773,828	4,773,828	4,773,828	4,773,828
地方債	3,021,300	3,017,600	3,014,100	3,010,900	3,006,500	3,002,300
歳入合計	21,006,002	20,956,017	20,907,823	20,861,245	20,810,834	20,762,184

【歳出】

(千円)

	8年目 24年度	9年目 25年度	10年目 26年度	11年目 27年度	12年目 28年度	13年目 29年度
人件費	3,526,031	3,471,765	3,471,765	3,471,765	3,471,765	3,471,765
うち職員給	2,281,000	2,226,734	2,226,734	2,226,734	2,226,734	2,226,734
扶助費	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000
公債費	2,851,330	2,888,223	2,994,068	3,005,001	3,110,320	3,215,384
元利償還金	2,851,330	2,888,223	2,994,068	3,005,001	3,110,320	3,215,384
一時借入金利子	0	0	0	0	0	0
(小計)	9,375,361	9,357,988	9,463,833	9,474,767	9,580,085	9,685,149
物件費	1,736,041	1,694,740	1,694,740	1,694,740	1,694,740	1,694,740
維持補修費	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
補助費等	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000
繰出金	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063
積立金	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	468,743	468,743	468,743	468,743	468,743	468,743
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
歳出合計	21,186,208	21,127,534	21,233,379	21,244,312	21,349,630	21,454,695

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	-180,206	-171,517	-325,556	-383,067	-538,796	-692,511
基金残高	-2,209,187	-2,380,704	-2,706,260	-3,089,328	-3,628,124	-4,320,635

財政収支表

大館市

【歳入】

(千円)

	14年目 30年度	15年目 31年度	16年目 32年度	17年目 33年度	18年目 34年度	19年目 35年度
地方税	6,048,679	6,029,697	6,010,715	5,997,522	5,984,330	5,971,137
地方譲与税	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000
利子割交付金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
地方消費税交付金	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
地方特例交付金	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
地方交付税	5,494,390	5,471,800	5,450,848	5,423,858	5,397,992	5,373,115
普通交付税	4,781,343	4,761,684	4,743,452	4,719,964	4,697,455	4,675,806
特別交付税	713,047	710,116	707,397	703,894	700,537	697,309
(一般財源計)	12,943,070	12,901,497	12,861,563	12,821,380	12,782,322	12,744,252
交通安全交付金	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
分担金・負担金	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
使用料	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
手数料	63,800	63,800	63,800	63,800	63,800	63,800
国庫支出金	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776	2,405,776
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500	1,028,500
財産収入	181,752	181,752	181,752	181,752	181,752	181,752
寄附金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	586,000	586,000	586,000	586,000	586,000	586,000
(その他財源計)	4,773,828	4,773,828	4,773,828	4,773,828	4,773,828	4,773,828
地方債	2,998,400	2,994,700	2,991,300	2,986,900	2,982,700	2,978,600
歳入合計	20,715,298	20,670,025	20,626,691	20,582,108	20,538,850	20,496,680

【歳出】

	14年目 30年度	15年目 31年度	16年目 32年度	17年目 33年度	18年目 34年度	19年目 35年度
人件費	3,471,765	3,471,765	3,471,765	3,471,765	3,471,765	3,471,765
うち職員給	2,226,734	2,226,734	2,226,734	2,226,734	2,226,734	2,226,734
扶助費	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000	2,998,000
公債費	3,320,208	3,424,811	3,529,133	3,210,033	3,313,825	3,511,399
元利償還金	3,320,208	3,424,811	3,529,133	3,210,033	3,313,825	3,511,399
一時借入金利子	0	0	0	0	0	0
(小計)	9,789,973	9,894,576	9,998,899	9,679,798	9,783,590	9,981,165
物件費	1,694,740	1,694,740	1,694,740	1,694,740	1,694,740	1,694,740
維持補修費	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
補助費等	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000
繰出金	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063	2,356,063
積立金	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	468,743	468,743	468,743	468,743	468,743	468,743
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
歳出合計	21,559,519	21,664,122	21,768,444	21,449,344	21,553,135	21,750,710

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	-844,221	-994,097	-1,141,753	-867,236	-1,014,286	-1,254,030
基金残高	-5,164,856	-6,158,953	-7,300,706	-8,167,942	-9,182,228	-10,436,258

財政収支表

大館市

【歳入】

(千円)

	20年目 36年度	H17-36年度 計
地方税	5,957,945	122,490,298
地方譲与税	405,000	8,100,000
利子割交付金	50,000	1,000,000
地方消費税交付金	610,000	12,200,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0
特別地方消費税交付金	0	0
自動車取得税交付金	95,000	1,900,000
地方特例交付金	240,000	4,800,000
地方交付税	5,349,136	111,806,502
普通交付税	4,654,939	97,296,550
特別交付税	694,197	14,509,952
(一般財源計)	12,707,081	262,296,800
交通安全交付金	13,000	260,000
分担金・負担金	90,000	1,800,000
使用料	400,000	8,000,000
手数料	63,800	1,276,000
国庫支出金	2,405,776	48,115,520
国有提供交付金	0	0
都道府県支出金	1,028,500	20,570,000
財産収入	181,752	3,635,040
寄附金	5,000	100,000
繰入金	0	1,016,805
繰越金	0	0
諸収入	586,000	11,720,000
(その他財源計)	4,773,828	96,493,365
地方債	2,974,700	60,226,700
歳入合計	20,455,609	419,016,864

【歳出】

(千円)

	20年目 36年度	H17-36年度 計
人件費	3,471,765	71,603,364
うち職員給	2,226,734	46,702,744
扶助費	2,998,000	59,960,000
公債費	3,489,128	62,121,595
元利償還金	3,489,128	62,121,595
一時借入金利子	0	0
(小計)	9,958,893	193,684,959
物件費	1,694,740	35,544,873
維持補修費	350,000	7,000,000
補助費等	2,900,000	58,000,000
繰出金	2,356,063	47,121,260
積立金	0	0
投資・出資金・貸付金	468,743	9,374,860
前年度繰上充用金	0	0
投資的経費	4,000,000	80,000,000
歳出合計	21,728,439	430,725,953

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	-1,272,830
基金残高	-11,709,088

財政収支表

「合併しない場合の財政推計」

田代町

【歳入】

(千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	1年目 17年度
地方税	645,178	625,544	598,323	560,609	560,400	558,649
地方譲与税	49,009	48,816	50,275	53,000	66,000	66,000
利子割交付金	18,548	18,465	6,462	5,500	5,500	5,500
地方消費税交付金	69,276	67,367	58,653	66,000	66,000	66,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	19,760	18,532	15,751	17,000	17,000	17,000
地方特例交付金	16,000	14,988	14,420	14,000	15,400	15,400
地方交付税	2,378,982	2,261,595	2,121,795	1,965,160	1,834,149	1,703,139
普通交付税	2,091,356	2,092,634	1,957,755	1,812,159	1,691,348	1,570,538
特別交付税	287,626	168,961	164,040	153,001	142,801	132,601
(一般財源計)	3,196,753	3,055,307	2,865,679	2,681,269	2,564,449	2,431,688
交通安全交付金	989	1,034	992	1,000	1,000	1,000
分担金・負担金	40,181	40,357	42,315	39,006	39,800	39,800
使用料	112,613	120,081	126,023	118,962	118,900	118,900
手数料	0	0	0	5,049	5,000	5,000
国庫支出金	198,226	315,210	272,970	179,621	214,338	214,338
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	248,731	306,225	204,361	237,705	236,583	230,370
財産収入	18,989	27,898	5,578	7,728	1,600	1,600
寄附金	14,000	18,003	7,000	301	1	1
繰入金	203,874	334,195	265,256	214,068	320,885	397,225
繰越金	183,516	148,665	137,923	127,315	61,144	0
諸収入	106,892	112,704	120,071	86,561	86,600	86,600
(その他財源計)	1,128,011	1,424,372	1,182,490	1,017,316	1,085,851	1,094,834
地方債	405,200	913,000	520,900	582,400	532,700	532,700
歳入合計	4,729,964	5,392,679	4,569,069	4,280,985	4,183,001	4,059,221

【歳出】

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	1年目 17年度
人件費	985,135	994,368	936,084	870,373	870,000	860,792
うち職員給	628,207	634,095	591,803	562,987	562,614	553,406
扶助費	163,001	171,928	193,831	238,250	238,000	238,000
公債費	634,501	704,678	739,650	734,558	734,000	774,972
元利償還金					734,000	774,972
一時借入金利子					0	0
(小計)	1,782,637	1,870,974	1,869,565	1,843,181	1,842,000	1,873,764
物件費	836,847	832,364	829,346	834,456	834,000	820,351
維持補修費	73,891	52,075	64,266	70,306	70,000	70,000
補助費等	385,309	398,503	395,048	419,203	419,000	419,000
繰出金	282,815	344,278	397,384	443,042	443,000	443,000
積立金	256,780	281,120	116,871	127,000	35,000	0
投資・出資金・貸付金	105,340	41,340	40,190	40,190	40,000	40,000
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	857,680	1,434,102	718,659	442,463	500,000	500,000
歳出合計	4,581,299	5,254,756	4,431,329	4,219,841	4,183,001	4,166,114

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	148,665	137,923	137,740	61,144	0	-106,893
基金残高				683,110	397,225	-106,893

財政収支表

田代町

【歳入】

(千円)

	2年目 18年度	3年目 19年度	4年目 20年度	5年目 21年度	6年目 22年度	7年目 23年度
地方税	556,601	554,553	552,505	550,457	548,350	545,560
地方譲与税	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
利子割交付金	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
地方消費税交付金	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
地方特例交付金	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
地方交付税	1,572,128	1,554,252	1,536,843	1,519,898	1,503,177	1,486,443
普通交付税	1,449,727	1,433,243	1,417,190	1,401,564	1,386,145	1,370,713
特別交付税	122,401	121,009	119,654	118,334	117,033	115,730
(一般財源計)	2,298,629	2,278,705	2,259,248	2,240,255	2,221,427	2,201,903
交通安全交付金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
分担金・負担金	39,800	39,800	39,800	39,800	39,800	39,800
使用料	118,900	118,900	118,900	118,900	118,900	118,900
手数料	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
国庫支出金	214,338	214,338	214,338	214,338	214,338	214,338
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	230,370	230,370	230,370	230,370	230,370	230,370
財産収入	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
寄附金	1	1	1	1	1	1
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600
(その他財源計)	697,609	697,609	697,609	697,609	697,609	697,609
地方債	532,700	529,600	526,600	523,700	520,800	517,900
歳入合計	3,528,938	3,505,914	3,483,457	3,461,564	3,439,836	3,417,412

【歳出】

	2年目 18年度	3年目 19年度	4年目 20年度	5年目 21年度	6年目 22年度	7年目 23年度
人件費	851,584	842,376	830,405	818,435	806,464	794,494
うち職員給	544,198	534,990	523,019	511,049	499,078	487,108
扶助費	238,000	238,000	238,000	238,000	238,000	238,000
公債費	737,086	731,286	739,640	738,452	650,178	597,746
元利償還金	737,086	731,286	739,640	738,452	650,178	597,746
一時借入金利子	0	0	0	0	0	0
(小計)	1,826,670	1,811,662	1,808,045	1,794,887	1,694,643	1,630,239
物件費	806,701	793,051	775,306	757,562	739,817	722,072
維持補修費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
補助費等	419,000	419,000	419,000	419,000	419,000	419,000
繰出金	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000
積立金	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
歳出合計	4,105,371	4,076,713	4,055,352	4,024,449	3,906,460	3,824,312

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	-576,433	-570,799	-571,894	-562,885	-466,623	-406,900
基金残高	-683,326	-1,254,125	-1,826,019	-2,388,904	-2,855,527	-3,262,427

財政収支表

田代町

【歳入】

(千円)

	8年目 24年度	9年目 25年度	10年目 26年度	11年目 27年度	12年目 28年度	13年目 29年度
地方税	542,770	539,980	537,190	534,400	531,759	529,117
地方譲与税	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
利子割交付金	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
地方消費税交付金	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
地方特例交付金	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
地方交付税	1,470,105	1,454,173	1,438,612	1,423,636	1,407,721	1,392,149
普通交付税	1,355,647	1,340,956	1,326,607	1,312,796	1,298,121	1,283,761
特別交付税	114,458	113,217	112,006	110,840	109,601	108,388
(一般財源計)	2,182,775	2,164,053	2,145,702	2,127,936	2,109,380	2,091,166
交通安全交付金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
分担金・負担金	39,800	39,800	39,800	39,800	39,800	39,800
使用料	118,900	118,900	118,900	118,900	118,900	118,900
手数料	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
国庫支出金	214,338	214,338	214,338	214,338	214,338	214,338
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	230,370	230,370	230,370	230,370	230,370	230,370
財産収入	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
寄附金	1	1	1	1	1	1
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600
(その他財源計)	697,609	697,609	697,609	697,609	697,609	697,609
地方債	515,100	512,400	509,700	507,100	504,400	501,700
歳入合計	3,395,484	3,374,062	3,353,011	3,332,645	3,311,389	3,290,475

【歳出】

(千円)

	8年目 24年度	9年目 25年度	10年目 26年度	11年目 27年度	12年目 28年度	13年目 29年度
人件費	781,602	768,711	768,711	768,711	768,711	768,711
うち職員給	474,216	461,325	461,325	461,325	461,325	461,325
扶助費	238,000	238,000	238,000	238,000	238,000	238,000
公債費	560,484	527,178	537,837	538,357	548,645	558,756
元利償還金	560,484	527,178	537,837	538,357	548,645	558,756
一時借入金利子	0	0	0	0	0	0
(小計)	1,580,086	1,533,889	1,544,548	1,545,068	1,555,357	1,565,467
物件費	702,963	683,853	683,853	683,853	683,853	683,853
維持補修費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
補助費等	419,000	419,000	419,000	419,000	419,000	419,000
繰出金	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000
積立金	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
歳出合計	3,755,049	3,689,742	3,700,401	3,700,921	3,711,209	3,721,320

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	-359,565	-315,679	-347,390	-368,276	-399,820	-430,845
基金残高	-3,621,992	-3,937,671	-4,285,061	-4,653,337	-5,053,157	-5,484,002

財政収支表

田代町

【歳入】

(千円)

	14年目 30年度	15年目 31年度	16年目 32年度	17年目 33年度	18年目 34年度	19年目 35年度
地方税	526,476	523,834	521,252	519,649	518,047	516,444
地方譲与税	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
利子割交付金	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
地方消費税交付金	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
地方特例交付金	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
地方交付税	1,376,885	1,361,908	1,347,634	1,332,287	1,317,139	1,302,147
普通交付税	1,269,685	1,255,875	1,242,711	1,228,560	1,214,591	1,200,766
特別交付税	107,200	106,034	104,922	103,728	102,548	101,381
(一般財源計)	2,073,261	2,055,643	2,038,786	2,021,837	2,005,085	1,988,491
交通安全交付金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
分担金・負担金	39,800	39,800	39,800	39,800	39,800	39,800
使用料	118,900	118,900	118,900	118,900	118,900	118,900
手数料	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
国庫支出金	214,338	214,338	214,338	214,338	214,338	214,338
国有提供交付金	0	0	0	0	0	0
都道府県支出金	230,370	230,370	230,370	230,370	230,370	230,370
財産収入	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
寄附金	1	1	1	1	1	1
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0	0
諸収入	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600
(その他財源計)	697,609	697,609	697,609	697,609	697,609	697,609
地方債	499,100	496,500	494,000	491,400	488,800	486,200
歳入合計	3,269,970	3,249,752	3,230,395	3,210,846	3,191,494	3,172,300

【歳出】

	14年目 30年度	15年目 31年度	16年目 32年度	17年目 33年度	18年目 34年度	19年目 35年度
人件費	768,711	768,711	768,711	768,711	768,711	768,711
うち職員給	461,325	461,325	461,325	461,325	461,325	461,325
扶助費	238,000	238,000	238,000	238,000	238,000	238,000
公債費	568,688	495,797	505,381	538,404	571,255	603,934
元利償還金	568,688	495,797	505,381	538,404	571,255	603,934
一時借入金利子	0	0	0	0	0	0
(小計)	1,575,399	1,502,508	1,512,092	1,545,115	1,577,966	1,610,645
物件費	683,853	683,853	683,853	683,853	683,853	683,853
維持補修費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
補助費等	419,000	419,000	419,000	419,000	419,000	419,000
繰出金	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000
積立金	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資的経費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
歳出合計	3,731,252	3,658,361	3,667,945	3,700,968	3,733,819	3,766,498

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	-461,282	-408,610	-437,550	-490,122	-542,325	-594,198
基金残高	-5,945,284	-6,353,894	-6,791,444	-7,281,566	-7,823,891	-8,418,089

財政収支表

田代町

【歳入】 (千円)

	20年目 36年度	H17-36年度 計
地方税	514,841	10,722,435
地方譲与税	66,000	1,320,000
利子割交付金	5,500	110,000
地方消費税交付金	66,000	1,320,000
ゴルフ場利用税交付金	0	0
特別地方消費税交付金	0	0
自動車取得税交付金	17,000	340,000
地方特例交付金	15,400	308,000
地方交付税	1,287,284	28,787,562
普通交付税	1,187,060	26,546,255
特別交付税	100,224	2,241,306
(一般財源計)	1,972,025	42,907,997
交通安全交付金	1,000	20,000
分担金・負担金	39,800	796,000
使用料	118,900	2,378,000
手数料	5,000	100,000
国庫支出金	214,338	4,286,760
国有提供交付金	0	0
都道府県支出金	230,370	4,607,400
財産収入	1,600	32,000
寄附金	1	20
繰入金	0	397,225
繰越金	0	0
諸収入	86,600	1,732,000
(その他財源計)	697,609	14,349,405
地方債	483,600	10,174,000
歳入合計	3,153,234	67,431,401

【歳出】 (千円)

	20年目 36年度	H17-36年度 計
人件費	768,711	15,810,686
うち職員給	461,325	9,662,966
扶助費	238,000	4,760,000
公債費	597,992	12,122,068
元利償還金	597,992	12,122,068
一時借入金利子	0	0
(小計)	1,604,703	32,692,754
物件費	683,853	14,324,057
維持補修費	70,000	1,400,000
補助費等	419,000	8,380,000
繰出金	443,000	8,860,000
積立金	0	0
投資・出資金・貸付金	40,000	800,000
前年度繰上充用金	0	0
投資的経費	500,000	10,000,000
歳出合計	3,760,556	76,456,812

【収支と残高】

歳入歳出差引(形式収支)	-607,322
基金残高	-9,025,410

大館市・田代町合併協議会関係規程案

- 1 大館市・田代町合併協議会会議運営規程案
- 2 大館市・田代町合併協議会幹事会規程案
- 3 大館市・田代町合併協議会専門部会規程案
- 4 大館市・田代町合併協議会分科会規程案
- 5 大館市・田代町合併協議会事務局規程案
- 6 大館市・田代町合併協議会財務規程案
- 7 大館市・田代町合併協議会報酬及び費用弁償規程案
- 8 大館市・田代町合併協議会会議傍聴規程案

大館市・田代町合併協議会会議運営規程案

大館市・田代町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第3項の規定に基づき、協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開を原則とする。

2 会議の運営は、公平かつ公正にこれを行わなければならない。

3 協議会の委員は、効率的かつ円滑な会議の運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長がこれを宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもってこれを進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の同意をもってこれを進めるものとする。

(会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 会議の開催の日時及び場所

(2) 会議への出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録には委員2名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名する。

(会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、これを公開する。

(傍聴)

第7条 会議は、これを傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会の会長(以下「会長」という。)が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日から施行する。

大館市・田代町合併協議会幹事会規程案

大館市・田代町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第3項の規定に基づき、大館市・田代町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項の検討及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者を幹事としてこれを組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 副幹事長 1人

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じてこれを招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会における検討及び調整の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第15条第1項に規定する協議会の事務局においてこれを処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	大 館 市	田 代 町
職 名	助 役	助 役
	企 画 部 長	総 務 課 長

大館市・田代町合併協議会専門部会規程案

大館市・田代町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第3項の規定に基づき、大館市・田代町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大館市・田代町合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に検討及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係部課長等の欄に掲げる職にある者を委員としてこれを組織する。

2 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 1人

3 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じてこれを招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 専門部会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会の所掌事務の詳細について調査、検討及び調整を行うため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における検討及び調整の経過及び結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門においてこれを処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日から施行する。

別表(第3条関係)

専 門 部 会 委 員

専 門 部 会 名	関 係 部 課 長 等	
	大 館 市	田 代 町
企 画 部 会	企画部長 建設部長 企画振興課長 電算情報室長 都市計画課長 資源リサイクル対策室長	総務課長
財 務 部 会	企画部長 総務部長 財政課長 契約検査課長 会計課長	総務課長 財務課長 税務課長 建設課長 出納室長
総 務 部 会	総務部長 総務課長 職員課長 管財課長	総務課長 財務課長 住民課長 出納室長
税 務 部 会	総務部長 税務課長 収納課長	税務課長 福祉保健課長
住 民 部 会	企画部長 市民部長 資源リサイクル対策室長 市民課長 保険課長 保健センター所長 生活環境課長	財務課長 税務課長 住民課長 福祉保健課長 建設課長
福 祉 部 会	市民部長 福祉課長 長寿支援課長	住民課長 福祉保健課長 保育園長
産 業 部 会	産業部長 商工課長 観光物産課長 農林課長	財務課長 産業振興課長 建設課長
建 設 部 会	建設部長 土木課長 都市計画課長 下水道課長 水道課長 工業用水道管理事務所長	財務課長 住民課長 産業振興課長 建設課長 生涯学習課長
教 育 部 会	教育次長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 教育研究所長 中央公民館長 中央図書館長 入ボ一ツ課長	総務学校教育課長 生涯学習課長
議 会 事 務 局 部 会	議会事務局長	議会事務局長
選 管 事 務 局 部 会	選管事務局長	選管委員会書記長
農 委 事 務 局 部 会	農委事務局長	農委事務局長
監 査 事 務 局 部 会	監査委員事務局長	監査委員書記
病 院 部 会	市立総合病院事務局長 市立総合病院企画課長 市立総合病院総務課長 市立総合病院医事課長	福祉保健課長

大館市・田代町合併協議会分科会規程案

大館市・田代町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、大館市・田代町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、大館市・田代町合併協議会専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、大館市・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条各号に掲げる事務について、専門的に調査、検討及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課等の欄に掲げる課等の職員を委員としてこれを組織する。

2 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 1人

3 分科会長及び副分科会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が必要に応じてこれを招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における調査、検討及び調整の経過及び結果を部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門においてこれを処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日から施行する。

別表(第3条関係)

分科会委員

専門部会名	分科会名	関係所管課等	
		大館市	田代町
企画部会	企画分科会	企画振興課 資源リサイクル対策室 都市計画課	総務課
	電算分科会	電算情報室	総務課
財務部会	財政分科会	財政課	財務課 出納室
	契約検査分科会	契約検査課	財務課 建設課
	会計分科会	会計課	総務課 財務課 税務課 出納室
総務部会	総務分科会	総務課	総務課 財務課 住民課
	例規分科会	総務課	総務課
	広報広聴分科会	総務課	総務課
	防災分科会	総務課	住民課
	人事分科会	職員課	総務課
	管財分科会	管財課	総務課 財務課 出納室
税務部会	賦課分科会	税務課	税務課 福祉保健課
	徴収分科会	収納課	税務課
住民部会	住民分科会	市民課	税務課 住民課 選管委員会
	年金分科会	市民課	住民課
	国保分科会	保険課	税務課 福祉保健課
	医療給付分科会	保険課	福祉保健課
	保健分科会	保険課 保健センター	福祉保健課
	生活環境分科会	資源リサイクル対策室 生活環境課	総務課 財務課 住民課 福祉保健課 建設課

福 祉 部 会	福祉総務分科会	福祉課	福祉保健課
	保護分科会	福祉課	福祉保健課
	社会福祉分科会	福祉課	総務課 住民課 福祉保健課
	児童福祉分科会	福祉課	福祉保健課
	高齢者福祉分科会	長寿支援課	福祉保健課
産 業 部 会	商工分科会	商工課	総務課 産業振興課
	観光分科会	観光物産課	産業振興課
	農林分科会	農林課	総務課 財務課 産業振興課 建設課 農業委員会
建 設 部 会	土木分科会	土木課	住民課 産業振興課 建設課
	都市計画分科会	都市計画課	財務課 住民課 産業振興課 建設課 生涯学習課
	水道分科会	水道課 工業用水道管理事務所	建設課
	下水道分科会	下水道課	建設課
教 育 部 会	教育総務分科会	教育総務課	総務学校教育課
	学校教育分科会	学校教育課 教育研究所	総務学校教育課 生涯学習課
	社会教育分科会	社会教育課 中央公民館 中央図書館	総務課 生涯学習課 公民館
	スポーツ分科会	スポーツ課	生涯学習課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局
選管事務局部会	選管事務局分科会	選管事務局	選管委員会
農委事務局部会	農委事務局分科会	農委事務局	農委事務局
監査事務局部会	監査事務局分科会	監査委員事務局	監査委員
病 院 部 会	病院分科会	市立総合病院企画課 市立総合病院総務課 市立総合病院医事課	福祉保健課

注意 分科会の委員は、おおむね大館市にあつては課長補佐及び係長、田代町にあつては主幹、主査及び主任の職にある者とする。

大館市・田代町合併協議会事務局規程案

大館市・田代町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第3項の規定に基づき、協議会の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

2 事務局の職員(以下「職員」という。)は、協議会の会長(以下「会長」という。)がこれを任命する。

3 事務局の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、職員を指揮監督するとともに、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会の会議に付すべき事項に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 1市1町の連絡調整に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 各種資料等の作成に関すること。

- (5) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関する事。
- (6) 物品及び現金の出納に関する事。
- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長の決裁事項以外の事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、協議会の副会長(以下「副会長」という。)がその事項を代決する。

2 前項の場合において、副会長が不在のときは、事務局長がその事項を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事項を代決する。

(文書)

第8条 事務局における文書の取り扱いについては、会長の属する市又は町の例による。

(公印)

第9条 公印の種類、様式、印材、書体、寸法、用途、管守責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、会長の属する市又は町の例による。

(職員の給与等)

第11条 職員の給与等は、当該職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費は、会長の属する市又は町の例により、協議会の予算からこれを支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

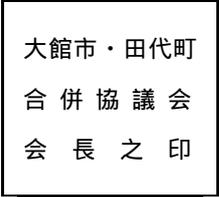
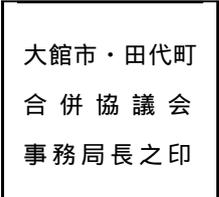
附 則

この規程は、規約の施行の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

担 当 名	分 掌 事 務
総 務 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続に関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の作成に関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 その他他の担当に属さないこと。
計 画 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調 整 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の一元化に関すること。 2 合併協定項目（総務担当が分掌するものを除く。）の調整に関すること。 3 新市の例規に関すること。

別表第 2 (第 9 条関係)

公印の種類	様 式	印材	書 体	寸 法	用 途	管守責任者	個数
会 長 印	 <p>大館市・田代町 合併協議会 会長之印</p>	つげ	てん書	方 2 1 ミリ メートル	一般文書用	事務局長	1
事務局長印	 <p>大館市・田代町 合併協議会 事務局長之印</p>	つげ	てん書	方 2 1 ミリ メートル	一般文書用	事務局長	1

大館市・田代町合併協議会財務規程案

大館市・田代町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条の規定に基づき、協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算(以下「予算」という。)は、規約第16条第1項に規定する1市1町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに1市1町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長がこれを行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他金融機関にこれを預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員(以下「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、遅滞なく決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、その意見を付けて会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算執行整理簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊
(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、規約の施行の日から施行する。
(平成15年度における歳入予算の区分の特例)
- 2 平成15年度における歳入予算の款及び項の区分は、別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 繰入金	1 繰入金
2 諸収入	1 諸収入

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

大館市・田代町合併協議会報酬及び費用弁償規程案

大館市・田代町合併協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第3項の規定に基づき、協議会の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額及び支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の委員(副会長を除く。以下同じ。)及び監査委員が協議会の会議に出席したとき並びに監査委員が監査を行ったときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員及び監査委員が協議会の会議に出席したとき並びに監査委員がその職務を行ったときは、費用弁償としてバス運賃に相当する額を支給する。

2 委員等がその職務を行うために1市1町の区域外に旅行したときは、会長の属する市又は町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の会長の属する市又は町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、規約の施行の日から施行する。

大館市・田代町合併協議会会議傍聴規程案

大館市・田代町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、大館市・田代町合併協議会会議傍聴人受付簿(別記様式)に自己の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 議長は、会議場の規模に応じて傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者
 - (4) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 傍聴人が前3条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、当該傍聴人がその指示に従わないときは、これを退場させることができる。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、大館市・田代町合併協議会規約の施行の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

大館市・田代町合併協議会会議傍聴人受付簿

第 回会議 年 月 日（ 曜日）

番号	住 所	氏 名	年齢(歳)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

【参考資料 5】 大館市・田代町任意合併協議会日程

回数	時 期	時 間	場 所
第 4 回	平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日 (金)	10:00 ~ 12:00	大館市
	1 経過報告 2 法定協議会への移行について ----- (法定参加団体) 1 今後の日程協議	*参考資料 任協日程 法定協スケジュール表 改正任協規約	
第 5 回	平成 1 6 年 1 月 2 3 日 (金)	9:00 ~ 12:00	田代町
	1 経過報告 2 任協規約改正案 3 合併協定基本項目 4 新市将来構想案 5 財政シミュレーション案 6 法定協規約案 7 1 5 法定協事業計画案 8 1 5 法定協予算案 9 1 6 法定協事業計画案 10 1 6 法定協予算案	*参考資料 1. 任意合併協議会関係規程及び要綱の改正について 2. 財政シミュレーション案基礎資料 3. 大館市・田代町合併協議会関係規程案 4. 法定合併協議会スケジュール 5. 大館市・田代町任意協議会日程	
第 6 回	平成 1 6 年 2 月 3 日 (火)	13:30 ~ 16:00	大館市
	1 経過報告 2 新市将来構想案 3 財政シミュレーション案 4 1 5 任協決算見込み 5 任協残余財産の帰属	*参考資料 法定協設置議案等	
臨時議会	平成 1 6 年 2 月 1 7 日 (火)		
	1 法定協設置議決		
署名	平成 1 6 年 2 月 1 7 日 (火)	13:30 ~ 14:00	大館市

(法定合併協議会)

第 1 回	平成 1 6 年 3 月 2 日 (火)	13:30 ~ 16:00	大館市
-------	------------------------	---------------	-----